

2006.11.30 平成18年第4回定例会第1日

2006.11.30 : 平成18年 第4回定例会(第1日) 本文

○3番(村松俊武君) それで、2番目に移ります。北口周辺の整備については、これは、前回、パチンコ店の問題を中心に特別委員会でいろいろ議論がありましたので、まだ時間が余りたっていないのでその後の変化というのではないのかかもしれません、パチンコ店の問題もかなり緊急の課題でもありますので、この点でその後の変化があれば、再開発が進む方向での変化ということで何かあればぜひ御報告をいただきたいと思います。

○市長(星野信夫君) 国分寺駅北口の再開発につきまして、私は市政の最優先課題であるということを申し上げながら取り組んでまいりました。国分寺市にとっては30年来の懸案事項でございます。ここまで長引いてきたということは、それだけ多くの課題があるということなわけですけれども、私としては、一つ一つ確実に課題を解決することで今後とも推進していきたいと強く考えております。特に今年度は、都市計画変更に向かまして対外折衝を進めるとともに、事業手法及び事業費の縮減について検討しております。

○3番(村松俊武君) 市長、すみません。再開発全般についてのお尋ねではなくて、特にパチンコ店の出店の問題がこの間ずっと緊急課題として委員会でも議論をしてきましたので、その点に絞って、その後何か状況の変化等あれば教えていただきたいと思います。

○市長(星野信夫君) はい、今から入ります。

こういった中で、旧バザールKへのパチンコ店出店の動きが出てまいりました。この点については国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会において複数の委員から御意見等賜っております。また、多くの団体、市民の方からも反対という申し入れ等を受けております。私も各団体を主に対象として説明会を開かせていただきました。の中でも強い意見を多数ちょうだいをしております。

この計画は再開発を進めるために大変大きな影響があると私は認識しております。理由は大きく3つあると思います。1つ目は、パチンコ店の出店によって多大な補償費が必要になって財政フレームに大きな影響があるということ、2つ目に、権利交換手続を含めて権利者対応が困難になるということ、そして、3つ目に、再開発ビルの価値が下がることが予測されるということでございます。この点も財政フレームに大きな影響を与えるます。

また、こういった3点に加えまして、文化のまち国分寺にふさわしい駅前をこのことによつてつくることができるであろうかという疑問も生じてまいります。したがいまして、この出店計画に対しまして市として何らかの対応が必要であるという認識から府内での協議を進めてまいりました。その結論として、私どもは、旧UFJ銀行の1階部分を有効活用していくという観点からも、ここに図書館を設置するということを計画しております。この図書館は、本多図書館の分館としてIT技術を活用した市政情報の提供を中心とする図書館をイメージしております。この市政情報というのは、今後、市民と行政の協働とか市民参加を推進するといった視点からも市民の皆様に市の情報を正しく、わかりやすく的確にお伝えする。それから、先ほど議員から御提案のあった歴史等についても、市民の方々に御利用しやすいような図書館をつくることによって国分寺の駅前にふさわしい施設となるのではないかと思っています。また、こういった機能を持った図書館というものは、今後、将来的には西国分寺駅周辺にも拡大をしていきたいと考えております。私としては、このような計画を進めることによって再開発ビルができ上がった時点ではその中にその図書館が入る。そして、そのことによって文化のまち国分寺にふさわしい駅前となる、また、集客力を増すことにもつながると考えております。それから、旧UFJ銀行の1階部分の活用につきましては、経済課及び東京経済大学と連携をして活用しております。

20061130平成18年第4回定例会第1日

けれども、開館日の拡大や市民利用の拡大など、まだ十分な活用ができていない点もありますので、そういう角度からも検討してきたことでございます。また、こういった検討経過を踏まえまして有効活用策を具体化したものが今申し上げた図書館の設置であります。これによって旧バザールKへのパチンコ店出店を阻止していきたいと考えております。図書館の設置によりまして50メートル以内には風俗営業の許可がおりないことが風営法等の規定からわかつております。この方針を固めまして、11月22日付にて図書館設置の検討を教育委員会に依頼をいたしました。11月24日に開催された教育委員会では、図書館条例の改正と関連補正予算は継続になっているということを報告として受けております。

その後、実は、昨日新しい動きがございました。事業者サイドから、今回の出店について、都市計画法第53条の申請はしないということ、軽微な変更によって計画を進めるという意向が電話で示されている、そういう報告を受けております。となりますと、短期間のうちに出店が可能となるということでございますので、事は急を要するということで早急な対応が必要であるという考え方を持っております。

なお、先ほど申し上げた案についての法的な問題については顧問弁護士等に御相談を申し上げておりますので、その内容については後ほど助役の方から申し上げたいと思います。

国分寺駅北口の再開発は、国分寺市の将来を極めて大きく左右する課題であると思っております。議員各位におかれましても、ぜひこういった方向について御理解と御支援を賜りたいと心よりお願いを申し上げます。

○助役（鈴木隆夫君） 私の方は、方針を固める前に顧問弁護士の2人の先生、それから、学識経験者、千葉大学の行政の専門家の方に御意見、法的見解を求めております。今、市長から申しましたとおり、2点の関係でございます。まちづくりを含めまして北口再開発を進める上での必要性をまず3人の方にお話をしました。それと図書館をつくる必要性を述べました。その上でパチンコ店については阻止をしたいのだということを述べました。そうしましたらば、その2つの必要性をきちんと位置づけをして、なおかつ、条例と予算について、議会の中で、公の場で議論をきちんとしていただくことの手続を経れば市の施策の適法性は担保されるでありますようということでございます。ただ、相手方につきましては、当然、裁判を受ける権利が保障されておりますので、訴訟を提起することは可能であり、自由であります。ところが、市の負ける可能性は少ないのでありますよ」という見解を受けております。

以上でございます。

○3番（村松俊武君） ただいまそういう図書館という形で、この議会でもいろいろ心配をしておりましたけれども、この点を何とかクリアしていきたい、乗り越えていきたいという市長と助役からのお話ですので、これは受けとめさせていただきたい、今後、そういう方向が現実になるように一層努力をお願いするということで、この点は終わりたいと思います。

○12番（新海栄一君） それでは、次の5番です。北口再開発の進捗状況。これは先ほど村松議員が大体話をしておりまして、よく理解できました。それで、その中で1つ、図書館の件で教育委員会が継続になっているということでしたけれども、そのあたりは。

ちょっとすみません。

○教育長（松井敏夫君） その件でお答えをいたします。

去る11月24日の定例教育委員会の議案の中に図書館条例の改正の議案と、それに伴います補正予算案について、今、議案としてお出しをさせてございます。これにつきまして、委員の中から、意見をいたしまして、これまでそのことについて論議をしてきた経緯、この件について、それから、その必要性、それから、当日、こういった市政情報等を中心とした分館をという中身の精査の問題、吟味をもう少ししようと、こういう論議がございまして、24日の定例会におきましては継続をして審議をしていくこと、こういうことになりました。

○12番（新海栄一君） そうすると、予算案をつけなければならぬと思いますけれども、間に合うのですか。

○教育長（松井敏夫君） 間に合うか、いつをという期限がわかりませんけれども、今の状態では、次の定例会は12月26日でございますので、それを待ってまた継続をして審議をするということでございます。

○12番（新海栄一君） 少し遅いような気もしますけれども、ぜひできるだけまとめの方に向いていただければと思っております。星議員に残しておきますので。

それから、これが、今、図書館の問題とかパチンコ店の問題とかで大分再開発の北口の事務所の方で、いろいろこちらの問題で忙しいと思いますけれども、北口の再開発事業自体がおくれると非常にまずいですから、余りこちらの方に手がかかるようでしたら、ぜひこちらだけの担当者ぐらい1人立てていただいて北口の方の進展におくれが出ないようにしたいと思いますけれども、市長、いかがでしょうか。

○市長（星野信夫君） 北口再開発を早急に進めていく、一方で、先ほど申し上げたような対策を講ずることになりますといろいろなことが考えられます。今後の状況によって適切な対応を図ってまいりたいと思っております。

○12番（新海栄一君） ゼひ適切な対応をよろしくお願ひいたします。

20061201平成18年第4回定例会第2日

2006.12.01 : 平成18年 第4回定例会(第2日) 本文

○18番(川合洋行君) 次に、あと5分しかありません。国分寺駅北口問題です。こここの問題では、パチンコ店の出店という問題が大きな問題になってまいりました。市長から、こここの対応方針について説明がされました。基本的に、私はその方向を了としたと思います。了としたいというのは、このパチンコ店が出てくることによって影響が大きいと思います。了としたいというのは、このパチンコ店が出てくることによって影響が大きいと思います。了としたいというのは、このパチンコ店が出てくることによって影響が大きいと思います。了としたいというのは、このパチンコ店が出てくることによって影響が大きいと思います。

そこで、ただ市長の説明の中で、1点気になる部分が出てまいりました。29日ということになるのでしょうか。都市計画法第53条の改築は行わないという連絡がありました。いわゆる軽微な改築でいう、この業者側の電話内容です。この軽微な改築の場合に、建築確認は必要でしょうか。いかがでしょう。

○都市建設部長(浅見靖二君) 建築確認が必要になります。

○18番(川合洋行君) この建築確認は、法律が変わりまして、東京都でなくてもいいのです。民間でもよくなつた。ということは、市は東京都といろいろ連絡もとっているのでしょうか。しかし、民間にこれが提出された場合に、そこで確認行為を行われるということは十分考えられると思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○都市建設部長(浅見靖二君) 東京都の建築事務所に出される場合と、民間の確認団体に出される場合という両方ありますけれども、最終的には東京都の建築事務所を経由して私どもの方に連絡が来ることになりますけれども、少し時間がかかるということです。

○18番(川合洋行君) したがって、確認行為自身は民間で行われる可能性もありということですね。

それと、では、市が確認申請されるに当たって、事前にこの情報をつかめるのかどうか。まちづくり条例の面から、いかがでしょうか。

○都市建設部長(浅見靖二君) まちづくり条例の第40条で、建築主は確認申請に係る部分については申請を行う14日前までに、市に対して届け出をいただくことが規定しております。

○18番(川合洋行君) 少なくとも2週間前には市は情報はつかめるということになるのだろうと思います。その点を、ぜひ抜かりないようにひとつお願いしたいとの、問題は第53条ではなくて、こういう軽微な改築ということになると、ある面では、あした行われる可能性があると見なければならないという問題があるだろうと思います。

しかし、もう一つは、営業許可申請という問題があります。ここがポイントではあるのです。営業許可申請自体は、全部店舗改修も行って、恐らく機械も入れてから、申請されて、チェックして、オーケーになるという行為でしょう。しかし、その時点で、今、市長が言っているのは、この営業許可申請のところで何とかというのは、50メートルというのは、こここの部分なのです。そこでノーとした場合に、私は事は遅くなると思います。既に機械が入ってしまっているという時点での出来事ですから。したがって、その事前の方途が必要だと私は思います。市長、時間ありません。一言、市長の状況分析と考え方を伺っておきたいと思います。

○市長（星野信夫君）　おっしゃるように、大変厳しい状況にあって、きのう、私は事は急を要すると申し上げたのは、民間に出た場合に、その状況把握がおくれるということを含めて申し上げたつもりでございます。風営法での対抗というものについて、それについて弱いということは言えますけれども、しかし、私としては、できる限りの最善の措置をとってまいりたいと思っておりますし、状況によって、事業者側と直接折衝することも必要になるだろうと考えております。

○18番（川合洋行君）　終わります。